

令和5年第12回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和5年12月25日（月）午後1時30分から2時19分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（12人）

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	大久保暢夫
会長職務代理者	3 番	樋口 なぎさ
	4 番	西岡 秀輝
	5 番	川島 一義
	6 番	栗山 浩和
	7 番	野村 勉
	8 番	有澤 節子
	9 番	福本 隆憲
	10番	公文 啓子
	11番	千光士伊勢男
	12番	小松 昭則

4. 欠席農業委員（2人）

13番	小松 豊喜
14番	小松 昌平

5. 出席農地利用最適化推進委員（7人）

安芸	渡辺 禎宏
伊尾木	黒岩 榮之
川北	中平 秀一
東川	有澤 光喜
土居	入交 大輔
畑山	小松 光正
赤野	小松 幸宏

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
報告第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について

- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画
決定について
議案第 5 号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等
促進計画（案）の要請について
議案第 6 号 非農地証明願について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮 一仁
事務局次長兼振興係長	北村 博昭
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議 長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告します。
定数14人、欠席2人、出席数12人であります。
欠席委員の13番小松豊喜委員、14番小松昌平委員から、所要のため欠席の届出がっております。
次に、事務の概要報告をいたします。
12月8日に「令和5年度農業委員会活動評価検討会」で、高知県農業会議が来庁し、内川会長、事務局長の私、北村次長が出席しました。
次に、12月14日に「担い手支援協議会」が高知県安芸総合庁舎で開催され、北村次長が出席しました。
最後に、12月22日に「第93回常設審議委員会」が高知市で開催され、内川会長、弘井係長が出席しました。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議 長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。
会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に有澤節子委員及び大久保暢夫委員を指名いたします。
それでは、「報告第1号、農地法第3条の3届出について」事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

議案書は、1 ページをお開きください。

「報告第1号、農地法第3条の3届出について」です。

今回は4件届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の18筆で、面積は全部で6,912㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の1筆で、面積は22㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望が「有り」という郵送による届出でしたが、面積が狭いので、現況の確認を行いました。現況が墓地となっていましたので、受理通知書の送付の際、「現況が農地以外であり、取扱いが困難」との文書を送っています。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の3筆で、面積は全部で1,166㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

最後に、届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の2筆で、面積は全部で1,073㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議 長

ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

（質問、意見等なし）

議 長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明い

たします。

議案書は4ページからです。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり伊尾木の1筆で、現況地目は田で、面積は277㎡です。

売買による所有権移転の申請で、野菜の作付を予定しています。

所在地につきましては、5ページに地図がございます。

伊尾木公民館の南西にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスを栽培しています。今回の申請地は、野菜の作付けを予定しています。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナスを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間330日が3名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜の作付けが予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、12月12日に内川昭二委員、黒岩榮之委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の6筆で、現況地目は田と畑で、面積は1,993㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、水稻、野菜、果樹を作付する予定です。

所在地につきましては、5ページに地図がございます。

川北の折坂集落の南と、横山集落の北にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は農地を保有していませんが、兼業として農地の管理を行っており、農機具も保有しています。今回の申請地は、水稻、野菜、果樹の作付けを予定しています。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

なお、今回の申請地については、写真を見てもらって分かると思いますが、一部の現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その農地については、計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、来年の秋に耕作可能となる予定です。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は農地を保有していませんが、兼業として農地の管理を行っており、農機具も保有しております。農業に従事する予定者、年間150日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻、野菜、果樹を作付けする予定であり、地域の防除基準にあった栽培管理を行うこと、また不整形な小規模農地と住宅に隣接した農地であるため、今後の農地の集積に支障

は生じないことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地確認につきましては、12月12日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、申請番号1番は私が報告します。

申請番号2番は樋口なぎさ委員、お願いします。

1 番内川委員

申請番号1番です。12月12日に事務局と黒岩さんと現地に行ってきました。報告どおり間違いありません。

3 番樋口委員

申請番号2番です。12月12日に現地を確認してきました。先ほど説明どおり間違いありません。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決をいたします。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします

事 務 局 (北村)

「報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について」説明いたします。

議案書は6ページです。

まず、届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで川北の1筆です。地目は田で、面積は2,554㎡です。

当初は、令和元年9月2日から15年間の賃借権が設定されていましたが、賃借人を変更するため、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

次に、届出番号2番です。

賃貸人、転貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで川北の1筆です。地目は田で、面積は4,222㎡です。

今回の解約は、農地中間管理機構の高知県農業公社が賃借権を設定した農地の転貸先の変更に伴うものです。

当初は、令和4年6月6日から約15年間の転貸を行っていましたが、このたび、転貸先の法人化により、転貸先を変更するため、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

なお、この後、議案第5号にて、新たな転貸先について、農地中間管理機構に要請する手続きについて、ご審議いただきます。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第3号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等 なし)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 「議案4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

議案書は7ページからになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり東浜の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,639㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり米1俵代の条件で再設定する計画です。

これから現地の写真をお配りしますが、申請番号1番と次の2番は隣接する農地となります。ご確認ください。

所在地につきましては、10ページに地図がございます。

J Aのユズ加工施設の東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 2 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり東浜の農地 1 筆で、地目は田で、面積は990㎡です。

水稻を作付する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり米 1 俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真は、先ほど見ていただきましたので、省略させていただきます。

所在地につきましては、10ページに地図がございます。

申請番号 1 番の東隣りにある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 3 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地 3 筆で、地目は田で、面積は6,280㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり米 1 俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、10ページに地図がございます。

沢ノ平橋の西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 4 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地 1 筆で、地目は田で、面積は1,600㎡です。

ユリを栽培する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は10アール当たり米 6 俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、10ページに地図がございます。

沢ノ平の南西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 5 番と 6 番は、所有権移転・売買です。

安芸市においては、売買する農地が農業振興地域内の農用地であり、なおかつ、譲受人が農業経営基盤強化促進法に係る農業経営改善計画等を認定されたもの、認定農業者等である場合、農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定等事業でも所有権移転ができます。

今回の申請者は、認定農業者です。

なお、この農業経営基盤強化促進法で所有権移転する場合は、譲受人は登録免許税が減額になるほか、譲渡人も譲渡所得について800万円の特別控除を受けることができます。

それでは、申請番号5番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり東浜の農地2筆で、地目は田で、面積は1,682㎡です。

ナスを作付する予定をしており、500万円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、11ページに地図がございます。

J Aユズ加工施設の東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号6番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地2筆で、地目は田で、面積は2,058㎡です。

野菜を作付する予定をしており、330万円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、11ページに地図がございます。

創価学会の西にある農地です。

なお、今回の申請地については、写真を見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、令和7年4月には耕作可能となる予定です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番、2番、5番は、

公文啓子委員、渡辺禎宏委員に、申請番号3番、4番は、小松昌平委員、西岡大作委員に、申請番号6番は、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に、確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、申請番号1番、2番、5番は渡辺禎宏委員、申請番号3番、4番は、確認した委員が欠席ですので省略します。

申請番号6番は、中平秀一委員、お願いします。

渡辺推進委員

申請番号1番、2番、5番です。現地確認してきました。報告のとおりです。

中平推進委員

申請番号6番です。現地確認してきました。報告のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第5号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について」を議題とします。

この議案は、西岡秀輝委員が関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います。

(西岡秀輝委員 退席)

議 長

それでは、事務局が説明をいたします。

事務局(北村)

「議案第5号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について」説明いたします。

議案書は、12ページです。

今回の議案につきましては、すでに三者間で賃借の手続き、利用権の設定が行われておりましたが、農地中間管理機構が転貸する貸付先が法人化されることに伴い、計画の一部を変更しようとするものです。

現在の貸付先との合意解約は、「報告第3号」で報告させていただきました。

今回の計画（案）は、議案書に記載のとおりで、転貸先が設立された法人となること以外、利用内容、賃料とも、前の計画から変更はありません。

計画変更については、法律が改正されているため、改正後の法律の手続きで進める必要があります。

今回、議案書と一緒に送付しました参考資料に、その手続きの流れが図示されています。

新たな手続きでは、農地中間管理機構が計画を作成する前に、農業委員会が計画（案）を総会に諮り、その意見を付けて、農地中間管理機構に要請する手続きとなっています。

説明は、以上です。

議 長

それでは審議をお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第5号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第5号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」は、原案どおり決定いたしました。

（西岡秀輝委員 着席）

議 長

続きまして、「議案第6号、非農地証明願について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井）

「議案第6号、非農地証明願について」を説明いたします。

議案書は13ページです。

今回は、1件の申請がでております。

それでは、申請番号1番。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は4筆合計で328.10㎡となっております。

所在地の地図は14ページに掲載しております。

J A 高知県あき北支所から南にいったところにある土地で、現在は駐車場となっております。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、平成元年頃から前所有者が高齢となったため耕作できなくなり、隣地の駐車場として利用し、現在に至っています。現地の状況及び、安芸市税務課が証明する書類

により、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、12月11日に福本隆憲委員、大久保暢夫委員、入交大輔委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長
9 番福本委員

現地確認委員の報告を、福本隆憲委員、お願いします。

12月11日に現地確認をしてきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第6号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第6号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局から説明いたします。

事 務 局 (弘井)

今回、5条申請が1件出ていました。委員の方には現地へ行っていただいたんですが、申請代理人から1月後にずらしたいとの申し出がありまして、5条申請については来月審議いただく予定です。ご報告いたします。

事 務 局 (北村)

令和6年1月の定例会の予定をお知らせします。

1月の定例会は、新しい庁舎に移りまして2階の会議室で、1月26日、金曜日の予定です。よろしくお願いします。

次に、先月から定例会後の行っております、地域計画の策定に向けた各地区の現状と課題についての意見聴取会ですが、今回は東川地区と畑山地区を予定しています。この後、机など動かして話し合いの場を設定したいと思います。両地区の委員の皆さまは、残って参加いただきますようお願いいたします。

議 長

来月の定例会後に、昨年委員の改選もあっておりますので、久しぶりに新年会を行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(「希望者を募って開催をしては」との意見

があり)

事務局（北村） それでは、希望者を確認して進めさせていただきます。
議長 他にないですか。

（その他意見等なし）

議長 以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたします。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和6年1月26日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員